

陳 述 書 (3)

平成 23 年 3 月 10 日

前衆議院議員

公認会計士・税理士

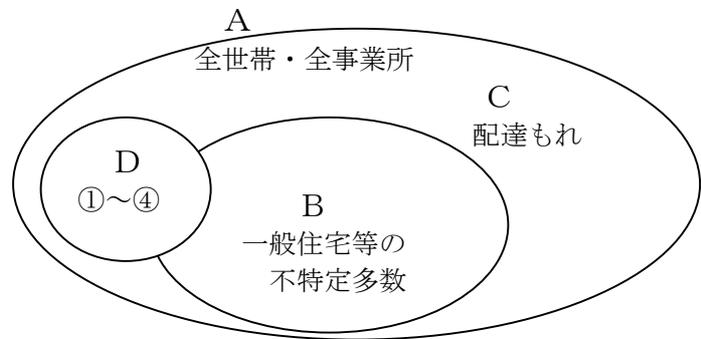
広津 素子

第 1 ポスティングが困難な宛先に対する本訴原告（反訴被告）の配達履行義務の有無について

1 原告・被告間の契約内容

(1) 「全世帯・全事業所」への配達（ポスティング）か「不特定多数」への配布か

結論から書けば、契約は、全世帯・全事業所（A領域）への配達（ポスティング）です。しかしながら、佐川急便代理人は、準備書面2において、「原被告間で締結されたポスティング契約は、被告から指定された地域内において、一般住宅等の不特定かつ大量の宛先（B領域）に広告を配布するというものである」と主張し、さらに、「①～④（D領域）のようなポスティングが困難なケースは、当然に契約から除外される性質を有する」と主張しています。これは、実際には、C領域に配達しなかったものを、D領域に配達しなかっただけだと、話を摩り替えている弁解です。



「①～④（D領域）のようなポスティングが困難なケースは、当然に契約から除外される性質を有する」と主張しています。これは、実際には、C領域に配達しなかったものを、D領域に配達しなかっただけだと、話を摩り替えている弁解です。

乙1（P1～2）及び乙17（P8～9）の陳述書でも書きましたように、実際には、原被告間で締結された配達契約は、佐賀三区の全世帯及び全事業所（A領域）に対して、一枚ずつ、広告ビラ（甲1）を配達するという契約でした。私は、そのために、配達業者である佐川急便を使ったのです。そして、その契約には、配達料金の計算目的と委託者である私の検収目的のために、乙4形式による佐川急便の配達完了報告書を提出するところまでを、含めていました。

そして、乙5に代表される配達されていないというクレームは、Cの領域に関するものであったからこそ、問題にしているのです。D領域の①～④にあたるケースであれば、それは、前回の乙4形式の配達完了報告書にも記載されており、私は、何も問題にすることなく、それが正直に記載された配達完了報告書の提出をもって良しとして、支払いをしているのです。

また、D領域に当たる①～④の本当にやむを得ないケースが、配達契約から除外されていたか否かについては、全世帯・全事業所（A領域）に配達するという契約です

から除外されていたのではありません。D領域の①～④に当たるということは、配達に行ってみて初めてわかることであり、その場合には、配達の受託者である佐川急便は、乙4形式の配達完了報告書に、配達に行ったけれども配達できなかった旨とその理由を書いて、配達委託者である私に報告すればよかったです。そうすれば、私は、その配達完了報告書を検収し、本当に真面目に配達作業が行われたか否かを判断して、配達された数量に応じて代金を支払うことになっていたのです。これが、配達完了報告書による検収と料金計算の機能であり、前回の配達では、しっかりと行われていたにもかかわらず、今回は行われなかったからこそ、この係争になっているのです（乙4、乙1、乙17）。

それに加え、佐川急便は、請求の減縮申立書において、ポスティング料金として98,369枚（ $2,788,761 \div 27 \div 1.05$ ）という数字を使っていますが、これは、全世帯・全事業所に配布した場合に必要な数量であり、佐川急便とは独立した組織であるヤマト運輸が、全世帯・全事業所と明確に記載して配達した時の配達数98,084枚に近く（乙2）、かつ、それを285枚上回っています。つまり、佐川急便は、全世帯・全事業所に配布するということを、本当は認識していたということが、これで証明されるわけです。それにもかかわらず、不特定多数に配布する契約しかしていないなどと主張しているのは、一貫して感じる佐川急便側の不誠実さであり、虚偽の証拠をつけ、虚偽の主張をして提訴するという不当訴訟の根源的な精神となっています。

今回、私が支払いをせず、11月17～20日の間に契約解除したのは、D領域ではなく、C領域の世帯に配達がなされなかったこと（乙5）と、佐川急便の千葉氏が、「今からでは、作れないだろう。配布されていないというなら、その立証責任はそちらにある。」と言って、配達完了報告書を提出しなかったこと自体が理由なのです。そして、この顛末は、乙1（P3～P4）に記載したとおりであり、訴訟開始前に、私は、何度か鬼塚弁護士と電話で話をしましたので、甲3、甲8があり得ない偽証であることは、すぐにわかりました（乙17 P2～3、P4～7）。

（2）配達完了報告書は、契約の重要な一部か否かについて

乙1、乙17の陳述書にも書きましたとおり、佐川急便の手による乙4形式の完了報告書は、配達委託者である私にとっては、配達受託者である佐川急便が、真面目に配達サービスを行ったか否かを検収するために必要不可欠な書類です。そして、これがなければ、佐川急便は、私に、配達の完了を報告することも、代金の計算をすることもできない重要な書類です。それは、前回の経験から、佐川急便も、当然わかっていましたし、今回の配布時には、私は、配達の途中で、さらに何度も、配達の管理と配達報告書の作成を佐川急便に頼みましたので、甲7の途中経過を佐川急便の下請会社であるドリームキングダムが送ってきたのです。つまり、配達完了報告書の提出は、契約の重要な一部に当たります。

2 立川反戦ビラの判例について

私が、クレームを言った乙 5 のケースは、正当な理由もなく配達されなかった C 領域に当たるものであり、やむを得ない事情という正当な理由のある D 領域にあたるケースではありません。「1 原告・被告間の契約内容」でも書きましたように、配達できないケースに関しては、配達せず、配達完了報告書にその旨と理由を記載すれば認めているのですから、立川反戦ビラの判例に関する記述は、全く的外れの反論です。

3 配達（ポスティング）困難な宛先は、契約対象か否かについて

1 にも書きましたように、配達（ポスティング）困難な宛先（D 領域）も、全世帯・全事業所（A 領域）として契約対象の中にあります。そして、①～④のような本当にやむを得ない事情で配達できない場合には、広告ビラをポストに入れず、配達完了報告書にその旨と理由を記載すればよいわけですが、配達するべくその家の前まで行かなければ、D の①～④に当たるかどうかはわからないのです。つまり、配達するためにその家に行った結果、D の領域であれば、その旨と理由（①～④）を、乙 4 形式の配達完了報告書で報告することが、配達受託者の義務だったのです。そのため、佐川急便代理人の反論は、全く当たりません。

第 2 本訴被告（反訴原告）第 2 準備書面への本訴原告（反訴被告）反論について

1 上記の理由により、全世帯・全事業所への配布契約は可能です。その証拠の一つは、本訴原告（反訴被告）である佐川急便とは独立した組織を持つクロネコメール便は、契約どおり、乙 2 の配達完了報告書を出してきており、明確に、「全世帯・全事業所へのポスティング」と記載しています。そして、佐川急便に最初に依頼する時、私は、この乙 2 の配達完了報告書を見本として渡し、「これと、同じにして下さい」と詳しく説明しました。そして、佐川急便は、それを了解していたからこそ、乙 4 の配達完了報告書を作ってきたのです。これは、乙 1 の陳述書（P1～2）にも記載しているとおりです。それにもかかわらず、佐川急便が、全世帯・全事業所への配布契約は不可能だなどと記載しているのは、こじつけもはなはだしいのです。

2 佐川急便代理人は、「被告が完了報告書の交付を本件契約の重要な要素であると主張する目的は、原告が被告に対し、完了報告書を渡すより先に被告が契約を解除したのだという根拠とするためであろう」などと書いていますが、これは、全く的外れの指摘です。

私が、配達完了報告書の提出を、契約の重要な要素としていた理由は、代金の支払いは、この配達完了報告書に記載された配達実績に従って、一枚 27 円で行うというものであって、請求書さえ持ってくれば、相手の言い値を支払うというものではない上、この配達完了報告書は、全世帯・全事業所に実際に配達に行き、本当にやむを得ない領域 D の①～④のケースを除いて、全世帯・全事業所に配達したことを証明する配達受託者から配達委託者への配達に関する報告書だからです。配達完了報告書は、

もともとは、委託者である私が、配達の正確性を検収し、佐川急便が代金計算の根拠とするためのものであって、契約解除の根拠とするためのものではありませんでした。しかしながら、佐川急便の配達は、クレーム（C領域）が多かった上、配達完了報告書の提出すらできないようなものだったので、私は、配達完了報告書の検収ができず、今回は、高い精度で正確に配達されていないと判断して、契約を解除したのです。

契約解除をするという意思表示は、乙 9（2009 年 11 月 18 日付、代表取締役 近藤氏への手紙の最終段落で、資料 3 を引用）、乙 18（2009 年 11 月 17 日付、九州支社長 別所氏への手紙の最終段落で、資料 3 を引用）、乙 19（2009 年 11 月 17 日付、唐津店 店長 村田氏への手紙の最終段落で、資料 3 を引用）で行っており、この時同封した資料 3 は、乙 20 です。乙 8 は内容証明郵便で、郵便局から資料は同封できないと言われたので、「九州支社長及び唐津店店長にも、必要な資料をつけてお送りしてありますので、その資料を参考にして下さい。」と書いたのです。そして、債権管理部は、唐津店から資料を取り寄せたと聞いています。

そして、乙 20 には、ポスティング分は、「サービスを受けていないので、支払わない」と、明確に書いてあります。その時点では、私は、弁護士をつけていなかったため、契約解除という法律用語こそ使っていませんが、「サービスを受けていないので、支払わない」というかなり厳しい文言を使っているのであり、私が、債務不履行に対して怒っており、契約解除するという意図は明らかです。そして、その後の 12 月 9 日に、ドリームドリームキングダムがあわてて全地域実績表と題する未完成の配達完了報告書らしきもの（乙 10）を、私に、FAX してきたのです。

3 甲第 3 号証、甲第 8 号証における偽証について（乙 17 P1～7）

甲 3 につきましては、乙 17（P4）で詳述しましたとおり、平成 22 年 8 月 4 日付の佐川急便の訴状には日付がついていなかったにもかかわらず、平成 22 年（2010 年）10 月 22 日付の私の主張を見た後の平成 22 年 12 月 22 日付の佐川急便の証拠説明書では、平成 21 年（2009 年）8 月 19 日付とされており、佐川急便は、2009 年 8 月 19 日には、この完成版の全地域実績表を作成済であったという体裁をとって、自らの主張の正当性を主張しており、これは、後出しじゃんけんの形で、私の主張をかわすべくつけた日付であり、偽証です。

また、甲第 8 号証についても、乙 17（P6）で詳述しましたとおり、後付で作った悪質な偽の証拠です。訴訟をするにあたり、改ざんまでして偽の証拠を作って使っていますので、不当訴訟に当たると思います。

これに加えて、佐川急便代理人が、(1)で、「ドリームキングダムでアルバイトを使っただけでなく、2社ほど下請けを使用した」と書いていることに関しましては、下請けの下請けまで使ったのであれば、配達（ポスティング）の精度がかなり低かったことは明らかであり、配達完了報告書を提出することすらできなかったのだということを目撃していることとなります。ちなみに、ヤマト運輸の場合は、下請けは使わず、

全部、ヤマト運輸の社員が、責任を持って配達（ポスティング）していました。

また、佐川急便代理人は、(2) で、「ドリームキングダムは、原告に対し、配布した部数を基準に報酬を請求することになっていたため、当該報告書が必要であった。そこで、原告に対し、完了報告書を提出する際に作成したメールが甲 8 のオリジナルメッセージ部分である」と述べていますが、本当に、8 月 19 日に、これがあったのであれば、請求前に持って来れたはずであり、仮に、持って来なかったとしても、私が配達完了報告書の提出を求めた際には、すぐに提出できたはずであって、佐川急便の千葉氏が、「今からでは、作れないだろう。配布していないというのなら、その立証責任はそちらにある。」などと言うわけがなかったのです。もちろん、12 月 9 日に、ドリームキングダムが、あわてて全地域実績表と題する未完成の配達完了報告書らしきもの（乙 10）を、私に、FAX してくる必要もなかったのです。

つまり、乙 1（P1～2）、乙 17（P8～9）にも書いておりますとおり、そもそも、配達完了報告書の提出を求めていたのは、最初から私であり、私にとっては検収目的、佐川急便にとっては、配達を管理し、配達したことを委託者に報告するとともに、代金を計算する目的なのです。それを内部では、2009 年 8 月 19 日に造ってあったなどと、佐川急便代理人は主張していますが、私が契約解除の手紙を出す前には、これを提出できなかったからこそ、現在、係争になっているのであって、佐川急便側の主張は、真っ赤な嘘なのです。

4 本訴被告（反訴原告）の損害について

(1) 広告ビラの印刷代、運送代について

佐川急便代理人は、準備書面 2 で、「被告の主張によれば、本件広告は非常に重要なもののようなものである。かかる重要な広告について、原告が引き受けなければ準備しなかったというのは、被告の主張において自己矛盾があると考えられる」と書いています。

けれども、乙 17（P9）にも書きましたとおり、ヤマト運輸にも聞きましたが、ヤマト運輸は、この時期の配布を引き受けなかったため、佐川急便が引き受けてくれたことで、印刷を開始したのです。そのため、佐川急便が、配達（ポスティング）することを期待して、超特急で広告ビラを印刷し、東京から唐津まで超速便で送ったのであって、配達できない広告ビラの印刷はしませんので、自己矛盾は全くありません。また、お知らせの広告ビラを佐賀三区全体に配達できないのであれば、みんなの党の渡辺代表とともに国政報告会の開催を別の形で行うか、開催しないかの選択になったと思います。

(2) 得べかりし利益・交通費の喪失について

乙 17（P10）にも書きましたとおり、反訴被告が反訴答弁書で記載している「得ら

れるべき収入が得られなかったという主張は、休業損害の主張のことと考えられる」という点は、全く違います。

私は、他の選挙に立候補するにしても、公認会計士として働くにしても、このような訴訟事件を抱えてはうまくいかないため、まず、これを片付けているのであり、得べかりし利益の喪失は計り知れません。それについて、不確実性が少なく、数量で計測できる公認会計士の標準報酬基準を目安として使っているだけです。なお、訴訟期間が長引けば、実態を反映して、それだけ時間と交通費がかさむことになります。

そのため、今回は、以下の計算で、請求します。

内容証明郵便や手紙の記載及びこの訴訟にかかった時間の対価

日当 108,500 円 X 35 日 = 3,797,500 円 → 約 380 万円

- ・ 時間の単価は、このような受託サービスの存在を教え、受託サービスにおける完了報告書の役割、請求行動との関連等に関するコンサルティングを公認会計士が行った場合の総合調査に関する責任者 (118,500 円) と補助者 (98,500 円) の公認会計士の平均 (108,500 円) をとって計算しており、私としては、控えめな金額です。
- ・ 内容証明郵便や手紙 (資料付) の記載など訴訟以前にかかった日数 :
5 日
訴訟のための弁護士への依頼、陳述書、証拠等の準備に要した日数 :
2011 年 2 月末現在 30 日

また、私の公認会計士としての専門性を立証するものとして、昭和 57 年 (1982 年) 11 月から平成 13 年 (2001 年 12 月) まで、公認会計士・税理士として、Big4 に勤務しており、最後の頃は、シニア・マネージャーとして年収 1200 万円もらっていたことを示す年金特別便による厚生年金の一覧表を添付します (乙 26)。平成 13 年に、標準報酬月額が 620,000 円となっているのは、この金額が厚生年金保険料徴収の上限だからだそうです。平成 14 年 (2002 年) 1 月から平成 17 年 (2005 年) の間は、LEC 会計大学院の教授や公認会計士協会での調査活動をしており (乙 13)、国民年金の対象者であったことにより、厚生年金の一覧表が空白になっていますが、2005 年に衆議院議員になった後の源泉徴収表はありますので、これも添付しておきます。通常、これだけの経験があれば、総合調査に関する責任者としての単価 118,500 円を使っても、全くおかしくないところですし、公認会計士・税理士としての仕事や他の選挙への立候補のお誘いも、いくつもありました。

交通費につきましても、乙 17 (P10) に書いてあるとおりですが、現在は、航空券代のみで 486,800 円 (内訳 : 乙 22 の 418,000 円 + 一往復分 68,800 円) となっています。そのため、「東京⇄唐津」間の交通費を、2011 年 2 月末現在で、60 万円請求します。

(3) 慰謝料につきましては、乙 17 (P10~11) に書いたとおりですが、4) の新聞記事 (乙 24) について、この事件が提訴されたことを、本訴原告 (反訴被告) と佐賀地裁

唐津支部以外は知らなかった 2010 年 9 月 18 日以前に、朝日新聞の記者から私に電話があり、この事件が提訴されたことを告げられました。そして、この事件に関するコメントを求められ、私は事実を簡単にコメントしたのですが、私のコメントとは全く異なるまさに本訴原告（反訴被告）のストーリーが殆どの分量を占める乙 24 の記事が、2010 年 9 月 19 日に掲載されていたのです。

記事の中には、「訴状によると・・・」と書いてありますので、新聞社は訴状を見たことになるわけですが、誰も提訴したという情報を新聞社に告げなければ、新聞社もそれを知るよしはありませんので、訴状を見ることもないはずです。そこで、新聞社にリークしたのが、本訴原告（反訴被告）でないとすれば、裁判所の中に、新聞社にリークした人がいることになりませんが、どうでしょうか？ 私は、裁判所内部の人ではなく、本訴原告（反訴被告）である佐川急便側が、自分たちの主張を通すべく、私が、Dの領域にある仕方がないケースでさえも佐川急便が配達しなかったことを認めず、理不尽な主張をして支払拒否をしているというストーリーを新聞社に告げ、その主張の内容、証拠説明書の虚偽記載、証拠の偽造によりそのストーリーを強調して、裁判を自らに有利に導くとともに、私を、社会的に抹殺しようとしたものであると考えています（乙 24）。そして、私は、佐川急便の千葉氏から、「払わなければ、全国展開している佐川急便の力を示す」と脅されたこともありますので、ここで付け加えておきます。

なお、佐川急便側が、甲 3、甲 6、甲 8 を偽証目的で作成したこと、甲 5 の日付を証拠説明書で虚偽記載したことは、私の陳述書（2）乙 17 の P2～7 で、すでに説明しています。従って、本訴原告（反訴被告）の主張、証拠説明書には虚偽がきわめて多く、かつ、証拠を偽造しており、これこそ、悪質な不当訴訟ですから、不当訴訟であるとの請求原因も追加したいと考えます。

以上